

運 営 規 程

社会福祉法人 神戸日の出会

デイサービスセンター

サンホーム神戸西

指定通所介護事業運営規程

デイサービスセンター サンホーム神戸西

第1章 総 則

(目 的)

第 1条 この規程は、社会福祉法人 神戸日の出会が設置経営する指定通所介護事業デイサービスセンターサンホーム神戸西の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

- 第 2条 要介護状態等となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
 - 3 指定通所介護の事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村等保険者（以下「保険者」という）、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第 3条 通所介護職員として次の職員を置く。

- | | |
|-----------|--------|
| 一 管理者 | 1名 |
| 二 生活相談員 | 1名以上 |
| 三 介護員 | 7名以上 |
| 四 看護員 | 1名以上 |
| 五 機能訓練指導員 | 1名（兼務） |

(職務分掌)

第 4条 職務の分掌は次のとおりとする。

- 一 管理者
事業所の職員に運営基準を遵守させるための指揮管理及び適正な指定通所介護の提供が行われるよう、事業全体の統括管理を行う。
- 二 生活相談員
利用者及びその家族からの日常生活及び身体上の相談に応じるとともに、必要な援助を行う。又、指定通所介護に係るサービス内容、その他サービスの利用等に関する相談援助を行う。
- 三 介護員
通所介護計画に沿った介護サービスを実施することにより、利用者の心身の支援を行う。

四 看護師

利用者の健康管理及び健康の維持増進に努め、利用者の医療的相談等を行う。
又、必要に応じて主治医との連携により利用者に対し、必要な医療が提供されるよう援助する。

五 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

その他、職務権限、業務分掌、組織図については、特別養護老人ホームの運営規程別紙に準ずるものとする。

第3章 営業日・営業時間及び定員

(営業日及び休業日)

第 5条 営業日及び休業日は次のとおりとする。

営業日 毎週 月曜日から土曜日

休業日 毎週 日曜日 1/1 1/2

※天候により、送迎不可と判断した場合も休業措置

(営業時間)

第 6条 営業時間は次のとおりとする。

営業時間 午前 8時30分から午後5時30分

(定員)

第 7条 1日に通所介護のサービスを提供する定員は、45名とする。

第4章 指定通所介護の内容及び利用料

(指定通所介護の内容)

第 8条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴サービス
- 二 給食サービス
- 三 レクリエーション
- 四 生活相談及び援助
- 五 日常動作訓練
- 六 健康チェック
- 七 送迎

(指定通所介護の利用料)

第 9 条 指定通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額と同額の利用料とする。

一 法定代理受領サービスである指定通所介護に係る利用料（1～3割負担）

利用者は要介護認定に基づいて要支援から要介護1から5までの範囲内で認定を受けた要支援及び要介護度によって定められた介護報酬告示上の額の1～3割を限度として自己負担する。

二 法定代理受領サービスでない指定通所介護の利用料

前項の居宅サービス提供の上限を超えるサービスの提供を行った場合、その上限を超えるサービス利用料は自己負担とする。

(利用料等の受領)

第10条 法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように留意する。

3 前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。

二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用。

三 食費。(650円。おやつ代含む。)

四 おむつ代(100円)その他通所介護の提供にあたって通常必要となる日常生活上の便宜の提供

に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

五 前項に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

第5章 事業の実施地域

(事業の実施地域)

第11条 指定通所介護を行う実施地域は次のとおりとする。

通常の実施地域 神戸市西区全域 / 三木市 / 明石市 / 加古郡 /
加古川市

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、利用者は次の事項について留意するものとする。

一 日課の励行

(1) 利用者は、通所介護計画に定められた日課を励行することにより、心身の健康の維持に努めるとともに、相互の親睦に協力する。

二 健康及び衛生保持

(1) 利用者は、努めて健康に留意するものとし、事業所の行う健康チェックは特別の理由がない限りこれを拒否してはならない。

(2) 利用者は清潔を心掛け、事業所の環境衛生の保持に協力しなければならない。

(3) 感染症等の発症が明らかな場合には必要な措置をとるとともに、状況に応じて必要期間、指定通所介護の提供を中止することがある。

三 禁止行為

(1) 利用者は、集団の秩序及び風紀を乱す行為をしてはならない。

(2) 利用者は、他者に迷惑となるような喧嘩行為をしてはならない。

(3) 利用者は、泥酔状態で他者に迷惑行為をかける行為をしてはならない。

(4) 利用者は、指定された場所以外での喫煙行為をしてはならない。

(5) 利用者は、事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(6) 利用者は、上記以外に本規程に反する行為をしてはならない。

第7章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第13条 指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第14条 指定通所介護の利用申込みがされた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 通常の事業実施地域を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等を紹介その他の必要な措置を行う。

(受給資格等の確認)

第16条 指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものと

する。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定通所介護を提供するように努める。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第17条 指定通所介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第18条 指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第19条 指定通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- 2 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第20条 指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条の各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び居宅介護支援事業者に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第21条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供する。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第22条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行う。

(サービスの提供記録)

第23条 指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第24条 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払を受けた場合には、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(指定通所介護の基本取扱方針)

第25条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

2 自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善に努める。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第26条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定通所介護の提供に当たっては、次条第27条第1項に規程する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- 二 指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、相談援助等の生活指導、機能訓練その他の必要なサービスを利用者の要望に添って適切に提供する。特に、痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスを提供する。

(通所介護計画の作成)

第27条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成する。

- 2 管理者は、それぞれの利用に応じた通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対しその内容等について説明を行う。
- 3 通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 4 通所介護職員は、それぞれの利用者について通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(利用者に関する保険者への通知)

第28条 指定通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知する。

- 一 正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(掲示)

第29条 指定通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第30条 指定通所介護事業に従事する職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定通所介護事業に従事した職員であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第31条 居宅介護支援事業者又はその従業者は、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第32条 提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。

2 提供した指定通所介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第33条 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第8章 緊急時における対応

(緊急時等における対応方法)

第34条 通所介護に当たる職員は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第35条 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第36条 防災責任者を明確にし別途防災計画を作成することに伴い、定期的に防災訓練及び防災教育等を行う。

第10章 虐待防止

第37条 (高齢者虐待防止の推進)

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

2 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(管理者) 鹿島 壮雄
-------------	-------------

3 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業者に周知徹底をおこないます。

4 虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合は、その再発を防止するための対策を検討する委員会を設置しています。

① 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

② 成年後見制度の利用を支援します。

第11章 業務継続計画

第38条 (業務継続計画について)

感染症や災害の発生時において、必要な介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じていきます。

第12章 その他運営に関する事項

(勤務体制の確保)

第39条 利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護職員の勤務体制を確保し勤務表を作成して明確にする。

2 通所介護職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第40条 利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。

(衛生管理)

第41条 利用者の使用する施設、食器その他の設備については衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 当該指定通所介護を提供する場所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる。

第13章 会計区分及び記録の整備

(会計の区分)

第42条 指定通所介護の事業の拠点となる事務所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第43条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備保管する。

2 利用者に対する指定通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は平成24年 4月 1日から施行する。

この規定は令和 3年 9月 1日から施行する。

この規定は令和 5年11月 1日から施行する。

この規定は令和 6年 4月 1日から施行する。